

入札説明書

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館
デジタルミュージアム用コンテンツ制作業務

令和5年6月

奈良県立橿原考古学研究所

入札説明書

入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

1 一般競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告「2. 一般競争入札に参加する者に必要な資格」に定める条件を全て満たした者のみが、この業務の入札に参加することができます。

2 一般競争入札参加資格の確認

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札公告「2. 一般競争入札に参加する者に必要な資格」に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。下記の提出期限までに必要書類を提出してください。

また、入札参加者は、入開札の日の前日までの間において、奈良県立橿原考古学研究所から提出書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

①提出書類

ア 競争入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 契約履行実績報告書（様式2）

*入札公告「2. 一般競争入札に参加する者に必要な資格」（1）⑩に掲げる資格があることが判断できる施工実績を1件以上、様式2に記載してください。実績は元請として受注したものに限るものとし、下請、協力会社、再委託先等、元請として受注していないものは実績として認めません。

業務内容が判断できる業務計画書の写し、契約書の写し等、実績が明確に判断できる資料を添付してください。添付資料により実績が明確に判断できない場合は、参加を認めず、非選定とします。

ウ 配置予定技術者の資格・業務経歴報告書（様式3）

*入札公告「2. 一般競争入札に参加する者に必要な資格」（1）⑪に掲げる資格があることが判断できる配置予定技術者の資格及び従事経験を様式3に記載してください。

また、資格を証する書面の写し、従事経験が証明できる書類及び3か月以上の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付してください。

②提出期限

令和5年6月16日（金）17時必着

③提出場所

「5 入札書の提出」の（1）に記載のとおり

④提出方法

持参又は郵送とします。

なお、郵送する場合は、簡易書留とし、期限内必着のこと。

また、封筒に「奈良県立橿原考古学研究所附属博物館デジタルミュージアム用コンテンツ制作業務の一般競争入札参加資格確認書類在中」と朱書きしてください。

⑤提出部数

各1部

⑥その他

ア 提出書類の作成に係る費用は申請者の負担とします。

イ 提出された書類は、競争入札参加資格確認に使用する以外は、無断で他の資料として使用しません。

ウ 提出された資料は返却しません。

(2) 上記申請に基づく一般競争入札参加資格の適否については、令和5年6月19日(月)までにFAXにより通知するとともに、競争入札参加資格確認通知書を郵送により発送します。

※この契約履行実績報告書では、契約保証金の免除はできませんので、ご注意ください。

(3) 辞退について

競争入札参加資格の確認を受けた後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

3 現場説明会の開催

(1) 開催日時 令和5年6月15日(木) 15時00分～

(2) 開催場所 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館

(3) 説明内容 委託業務の説明、質疑応答等

(4) 説明会への参加申込

参加を希望する者は、「説明会参加申込書」(様式4)に必要事項を記載した上で、申し込むこと。なお、説明会への参加は1事業者あたり3名以内のこと。

・申込書提出期限 令和5年6月14日(水) 12時00分まで

・申込書提出方法 ファクシミリにて送付後、電話にて送付した旨を連絡。

送付先：奈良県立橿原考古学研究所附属博物館

FAX 0744-24-1355

4 仕様書等に関する質問の受付

本入札に関して疑義が生じた場合は、令和5年6月16日(金) 17時まで質問書(様式5)によりFAXにて受け付けます。それ以降の質疑は受け付けません。

本入札に係る疑義であって、仕様書等で示した内容からは判断できない、もしくは判断が困難な質疑については、その回答を令和5年6月19日(月)をめぐに奈良県立橿原考古学研究所のホームページに掲載します。

5 入札書の提出

(1) 入札書の提出先及び問い合わせ先

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館

〒635-0065 奈良県橿原市畝傍町50-2

電話 0744-24-1185

FAX 0744-24-1355

(2) 入札説明書等の交付場所及び期間

ア 場所

奈良県立橿原考古学研究所ホームページからダウンロードしてください。

イ 期間

令和5年6月8日（木）から令和5年6月16日（金）17時00分までとします。

（3）入札の日時及び場所

令和5年6月29日（木）10時00分から

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館 2階 会議室

（4）郵便による入札

ア 入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封書の表面に「**奈良県立橿原考古学研究所附属博物館デジタルミュージアム用コンテンツ制作業務入札書**」と朱書きして、令和5年6月28日（水）までに5の（1）の提出先に到達するようにしてください。

なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再入札（2回目）を行う場合がありますので、入札書は、初度（1回目）の入札に係る入札書と再入札（2回目）に係る入札書の郵送を認めるものとします。

イ 初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再入札に係る入札書（又は再入札辞退を含む）を別々に封緘し、封書の表面に「**奈良県立橿原考古学研究所附属博物館デジタルミュージアム用コンテンツ制作業務（初度入札）**」又は「**奈良県立橿原考古学研究所附属博物館デジタルミュージアム用コンテンツ制作業務（「再入札」又は「再入札辞退」）**」と各々朱書きして、令和5年6月28日（水）17時までに到達するようにしてください。

ウ 再度入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再入札を辞退したものとします。

エ 封緘された入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再入札に係る入札書が不要となった場合は返送します。

オ 郵送により到着した入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回することができません。

6 入札方法

- （1）入札は、手配に要する諸経費一切を含めた総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- （2）入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- （3）代理人をもって入札する場合は、その委任状を入札と同時に提出してください。
- （4）入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- （5）郵便入札の参加者は、郵便事情による事故等で入札書等が到着期限内に到着しなかったことにより入札が無効となった場合であっても、異議を申し立てることはできません。
- （6）競争入札参加資格の確認を受けた後、入札書提出期限までに入札書の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、入札書提出期限を経過した時をもって辞退したものとみなします。

7 その他

- （1）契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

(2) 入札保証金

免除します。

(3) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書の規定（保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者等）に該当する場合は、免除します。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) この業務の入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札

(2) 入札書に記名押印を欠く入札

代理人が入札に参加する場合は、その代理人の記名押印を欠く入札

(3) 入札書の重要な文字の誤脱などにより必要な事項を確認できない入札

(4) 入札書記載の価格を加除訂正した入札

(5) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札

(6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札

(7) その他、入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定方法

(1) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。

ただし、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。

(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再入札（2回目）を行う場合があります。この場合、再入札を辞退する者は、一般競争入札辞退届（様式6）を提出してください。

(3) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、ただちに「くじ」により決定します。ただし、落札者の決定において、「くじ」を辞退することは出来ません。

なお、当日、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員が代理でくじを引くこととします。

くじ引きの方法は、事前に当課で作成した名簿の順番で予備抽選をおこない、その後予備抽選の結果に基づき本抽選を行います。

(4) 落札者となるべき者の入札価格が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。

10 契約書作成の要否等

(1) 要します。

(2) 落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき落札の日から遅滞なく契約を締結するものとします。

従って、7の(3)で示す契約保証金については、指定する期日までに指定する方法により

納付してください。なお、契約保証金の免除規定に該当する者は、この期日までに、それを証明する書類を提出してください。

11 技術者の配置

落札者は、2の(1)の①のウに定める資料に記載した配置予定技術者をこの業務に配置するものとします。

業務の施工に当たって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の特別な場合に限りです。

12 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められる時は、契約を締結しないものとします。

- (1) 役員等（法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 前2号に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

13 契約の解除

契約締結後、契約者について12の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

14 注意事項

- (1) 入札は、再入札が起こり得ますので入札書は2枚用意してください。
- (2) 別紙の入札書記載例を参考にしてください。
- (3) 平成27年4月1日に奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号。以下「条例」という。）が施行されました。本業務を受注しようとする者は、条例で規定される以下の遵守事項等を理解した上で受注してください。

- ①奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- ②本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
- ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- ③本業務の一部を、他の者に請け負わせようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

(別 紙)

(入札書記載例)

入 札 書	
金	円
(消費税および地方消費税は含まない)	
ただし、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館 デジタルミュージアム用コンテンツ制作業務として	
上記のとおり入札します。 令和5年 月 日	
奈良県立橿原考古学研究所副所長 大峯朝記 殿	
入札者 住所	〇〇〇〇
氏名	〇〇〇〇
(代理人 氏名	〇〇〇〇 印)

見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜きの額）を記入してください。

必ず県に登録している登録印を押印してください。
(代理人で参加している場合は、下記の代理人の押印のみでも可能です)

代理人で入札に参加されるときは、代理人の記名・押印がないものは、無効となります。

(入札書を入れる封筒記載例)

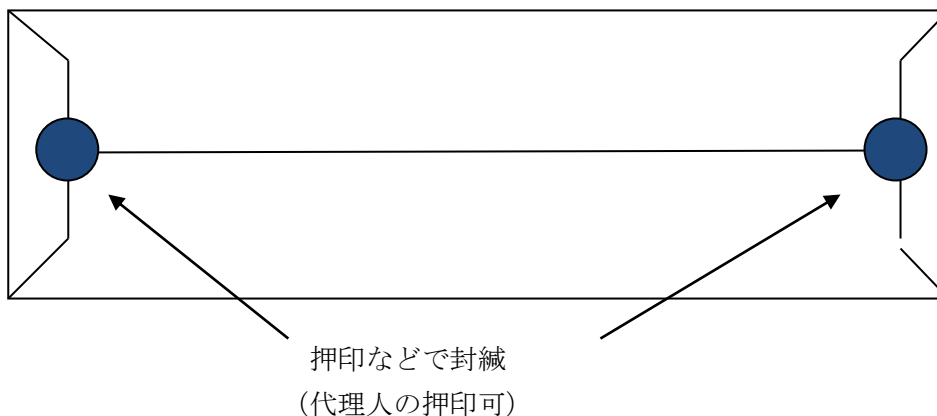
< 表書 >

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館
デジタルミュージアム用コンテンツ制作業務

入札書 ← 朱書き

入札者氏名 ○○○○

< 裏面 >



(郵便による入札参加の場合：封筒記載例)

2通入れて下さい。

635-0065

奈良県橿原市畝傍町五〇—二

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館内

橿原考古学研究所 副所長

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館
デジタルミュージアム用コンテンツ制作業務
入札書

封筒(2通) 在中

親展
書留郵便

入札者
住所 ○○○○
氏名 ○○○○

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館
デジタルミュージアム用コンテンツ制作業務

入札書 (初度入札)

入札者氏名 ○○○○

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館
デジタルミュージアム用コンテンツ制作業務

入札書
(再入札又は再入札辞退)

入札者氏名 ○○○○

※再入札を辞退される場合は、再入札の封筒及び封筒に入れる入札書に「再入札辞退」と記載してください。

※「奈良県立橿原考古学研究所附属博物館デジタルミュージアム用コンテンツ制作業務」及び「入札書」は朱書きしてください。

(委任状記載例)

委 任 状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

奈良県立橿原考古学研究所副所長 大峯 朝記 殿

入札年月日を記入してください

私は、下記の者を代理人と定め、次に行う権限を委任します。

記

事業名 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館
デジタルミュージアム用コンテンツ制作業務

委託事項 上記委託業務の入札に関する一切の件

受任者 名称 ○○○○

入札する法人の名称を記入してください

氏 名 ○○ ○○

代理人の氏名を記入してください

受任者使用印鑑

印

入札に使用する代理人印を押印してください

入札する法人の所在地を記入してください

所在地 ○○県○○市○○町△番地

名称 ○○○○

入札する法人の名称を記入してください

代表者 ○○ ○○ 印

入札する法人の代表者氏名を記入してください

入札する法人の代表者印を押印してください（県に登録している印鑑）